

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会「中間取りまとめ」に対する意見

2023年7月21日

全大阪消費者団体連絡会

□基本理念

・中間取りまとめでも確認されている「国際的な食料需要の需給の増加と食料生産・供給の不安定化」に対して、国内農業生産の増大と、そのための農業従事者の維持・確保と農地の保全を正面から打ち出すべきです。

「国内農業生産の増大を基本としつつ輸入の安定確保や備蓄の有効活用も一層重視する。」と並列的に記述するのではなく、基本理念の最大の柱として「国内農業生産の増大を基本とする。」と明記することを求めます。

また、WTO協定等で定められたミニマムアクセスやカレントアクセスを「輸入義務」とする日本政府独自の解釈で、コメと乳製品の輸入を続ける政策に根拠はなく、直ちに見直して、国内生産の維持を進めるべきです。

・全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善について、国民の食への権利の保障と、国内食料生産の拡大とを両立させることができる、公的な食料支援制度の創設—コメや牛乳・乳製品の余剰時の政府買い上げ・食料支援利用措置、学校給食の無償化、有機栽培農作物を始めとした環境等に配慮した地産地消・旬産旬消の給食利用促進制度の実施、日本型食生活の促進を求めます。

・今、世界では生態系をいかした持続可能な農業（アグロエコロジー）をめざす政策が大きく広がっています。規模拡大による効率化に偏るのではなく、エネルギー生産性・社会的生産性の高い小規模・家族農業を中心に据えた農業政策への転換を求めます。

・現行基本法の第三条（多面的機能の発揮）は、水田や里山に代表される農民の共同により作られた多様で豊かな生態系を、将来に引き継ぐべき貴重な財産として守る重要な条項です。中山間地を含めて、水田つぶし、農地の減少につながるような基本法の見直しには反対です。

□農業分野

・国内農業生産の増大と、そのための農業従事者の維持・確保、農地の保全のために、最も切実な課題は、価格保障の実現と所得補償の充実です。再生産できる米価・農畜産価格の実現に向けて、アメリカ・EU並に国が責任を持つことと、食料安全保障、中山間地を含めた農地・環境保全、農業所得を支えるための直接支払い制度の確立を求めます。

□食料・農業・農村基本計画等

・現行の基本計画でも目標として掲げているカロリーベースの食料自給率の向上は、国民共通の認識として定着しています。最低でも50%を目標として、国内農業生産の増大を進める基本的な指標として基本法に明記するなどして、政府の義務とすることを求めます。